



CONTRACTHUB  
@absonne

# 改正電帳法とインボイス制度に対応する システム要件とは？

～契約の電子化だけでなく取引全体の電子化も～



# CONTENTS

目次

## ■ 電子帳簿保存法対応のためにすべきこと

- 電子帳簿保存法における取引関係書類の保存要件
- 発行/受領した取引関係書類の保存
- CONTRACTHUBによる電子取引と取引関係書類の保存
- 電子取引の導入により解決できる課題

## ■ CONTRACTHUBを使用したインボイス制度対応

- インボイス制度とは
- CONTRACTHUBを使ったインボイス対応
- 請求データ連携のための機能
- 将来的なデータ交換の方向性

## ■ 電子帳簿保存法対応、インボイス対応だけではない文書の保管・活用の必要性と統合管理

- 取引文書をCONTRACTHUBで統合管理するメリット
- 様々な形態の電子取引データをCONTRACTHUBで統合管理
- 書面文書のAI-OCR、BPOによる電子化とCONTRACTHUBへの登録
- オフィスに大量に保存されている文書の削減及び活用するための方策

# 電子帳簿保存法対応のためにすべきこと

# 電子帳簿保存法における取引関係書類の保存要件

取引相手より受領した文書、自社発行の文書の控えを 保存する必要がある。

## 重要文書

資金や物の流れに直結・連動する書類（下記の文書および写し）

- 契約書、注文請書、契約の申込書（定期的約款無し）
- 契約更新覚書（契約条件など記載されたもの）
- 納品書（就業報告、実績報告、納品物など）、送り状
- 請求書、領収書
- 預かり証、借用証書
- 小切手・約束手形

## 一般文書

資金や物の流れに直結・連動しない書類（下記の文書および写し）

- 見積書
- 注文書
- 契約の申込書（定期的約款あり）
- 検収書

## 保存方法

### 書面で発行/受領

### 電子データで発行/受領

書面で保存

データ保存要件・スキャナ保存要件  
電子帳簿保存法 第4条

データ保存義務  
電子帳簿保存法 第7条

データ保存要件の緩和  
電帳法 第4条2項  
検索要件緩和

スキャナ保存要件の緩和  
電帳法 第4条3項  
事前承認不要、検索要件緩和など

2023年12月まで宥恕規程あり  
書面保存不可。データ保存必須。  
検索要件緩和など

# 発行/受領した取引関係書類の保存方法 ①

- 電子契約で発行/受領文書
- EDIデータで発行/受領
- メール添付で発行/受領した文書
- FAXで発行/受領した文書
- 書面で発行/受領した文書



## 書面のまま保存

- 電子化するが、訴訟リスクある文書は、原本保管も必要。
- 電子化できない文書保管

発行/受領後、変更削除されない対策を講じて登録運用手順を決める  
自動化ツールを活用するなど

### スキャナ保存要件に対応した電子化と登録

- スキャン保存要件：（重要文書、一般文書で異なる）**
- 重要文書は、電子化可能期限の定めがある。
  - 過去文書の電子化保存は税務署への適用届提出などの要件確認が必要。
  - 電子化担当者情報記録、解像度、書面サイズ、階調、運用手順書の整備などの要件がある。
  - 電子帳簿保存法の検索要件に対応するための属性設定が必要。

### 電子データで保存

**CONTRACTHUBで統合管理**

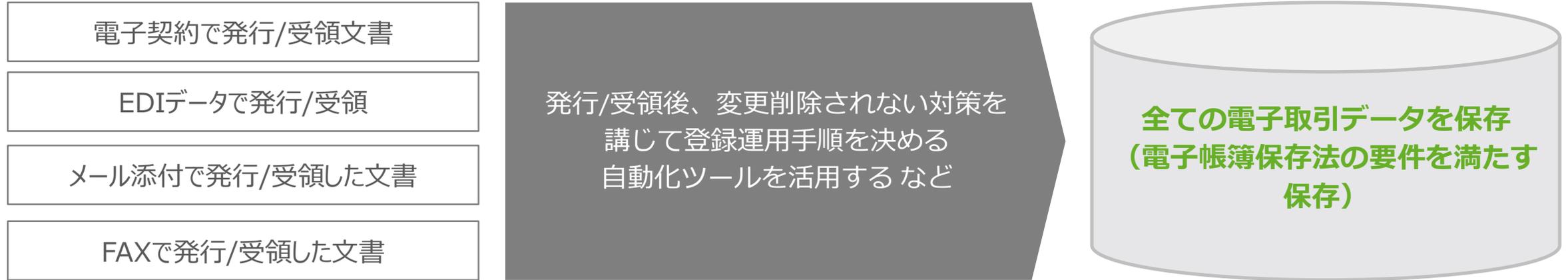
- アクセス権制御
- 大量文書管理
- 文書種別ごとの属性情報管理
- 文書バージョン管理
- 改ざん、削除不可
- 電子帳簿保存法の要件対応

**電子データの保存要件**  
4つの措置（改ざん防止対策）のいずれか必須  
見読性の確保、検索要件、マニュアル整備要件  
会計年度末から7年+3ヶ月以上の保存が必要

- 企業活動に必要な文書管理要件**
- 情報資産として一元管理される。
  - 様々な業務の視点で検索活用ができる。
  - 業務用途に合った属性情報が設定できる。
  - 履歴管理ができる。
  - アクセス制御ができる。

※2022年1月以降の電子取引データの書面保存は不可。宥恕期間あり。

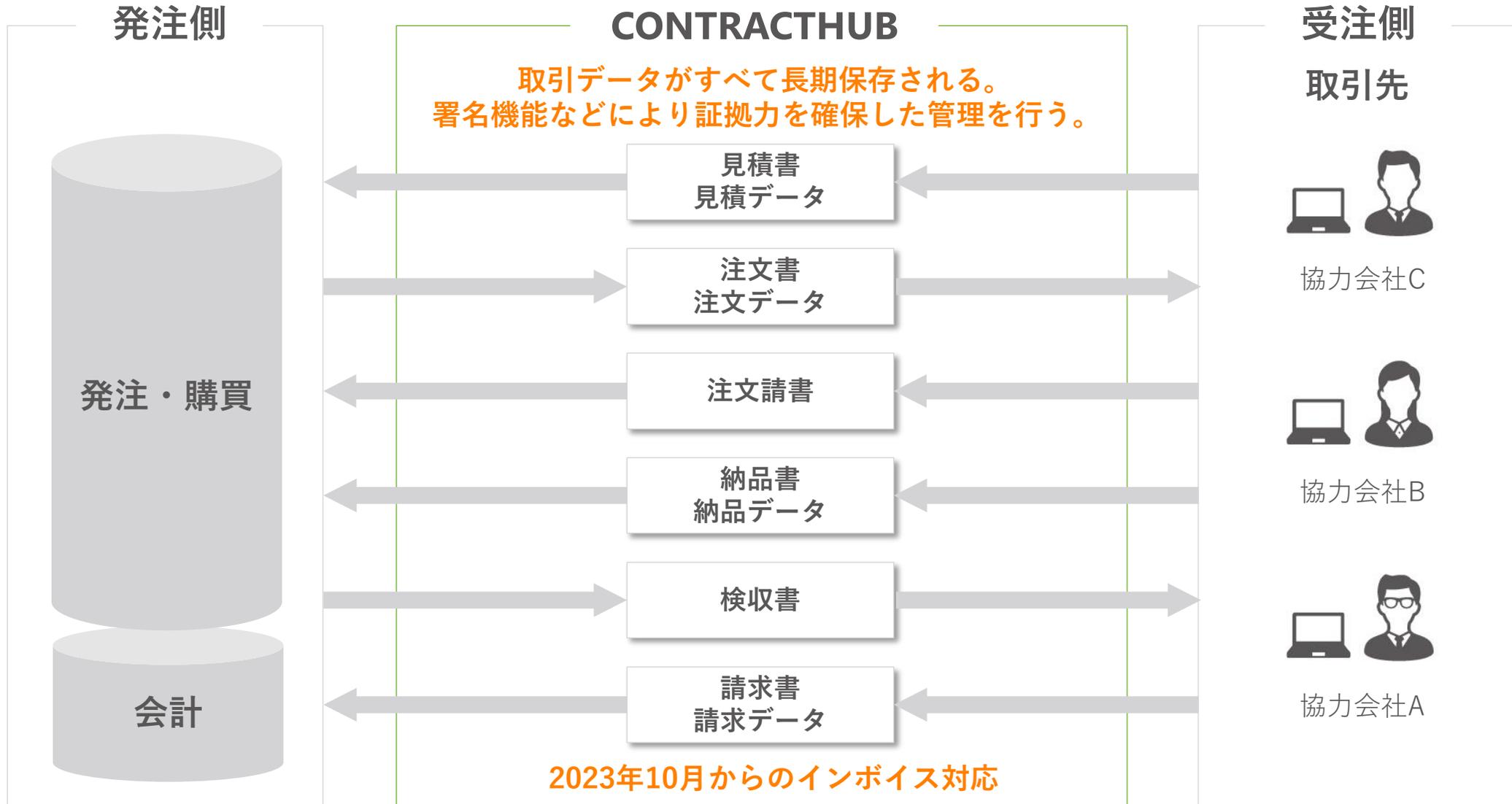
## 発行/受領した取引関係書類の保存方法 ②



たとえば、ヒューマンエラーやミスを防止するため、下記のような対策と手順書整備が必要です。

- CONTRACTHUBで電子取引している場合は、そのまま保存
- EDIでデータ受領している場合は、その取引データを業務システムに電子帳簿保存法要件に適合する保存を、法定保存期限まで行う。合わせて、社内での検索・参照用として、PDFデータを自動作成し、データから取得した取引会社名、契約No、取引日、金額などの情報を使い、それを検索用のキーワードとして、CONTRACTHUBやBOXに編集不可のデータとして自動登録する。
- メール添付の場合は、受領日の翌月末までに改ざんできないファイル形式で保存し、取引日や文書種別NO、文書管理NO、取引先名、取引金額などを文書登録用の属性データをMicrosoft Excelで作成し、登録担当者にて内容の整合性をチェックし、RPAツールでCONTRACTHUBやBOXに編集不可のデータとして自動登録する。
- FAX受領文書は、PDF形式で保存し、受領日の翌月末までにメール添付の場合と同様の対策を講じる。

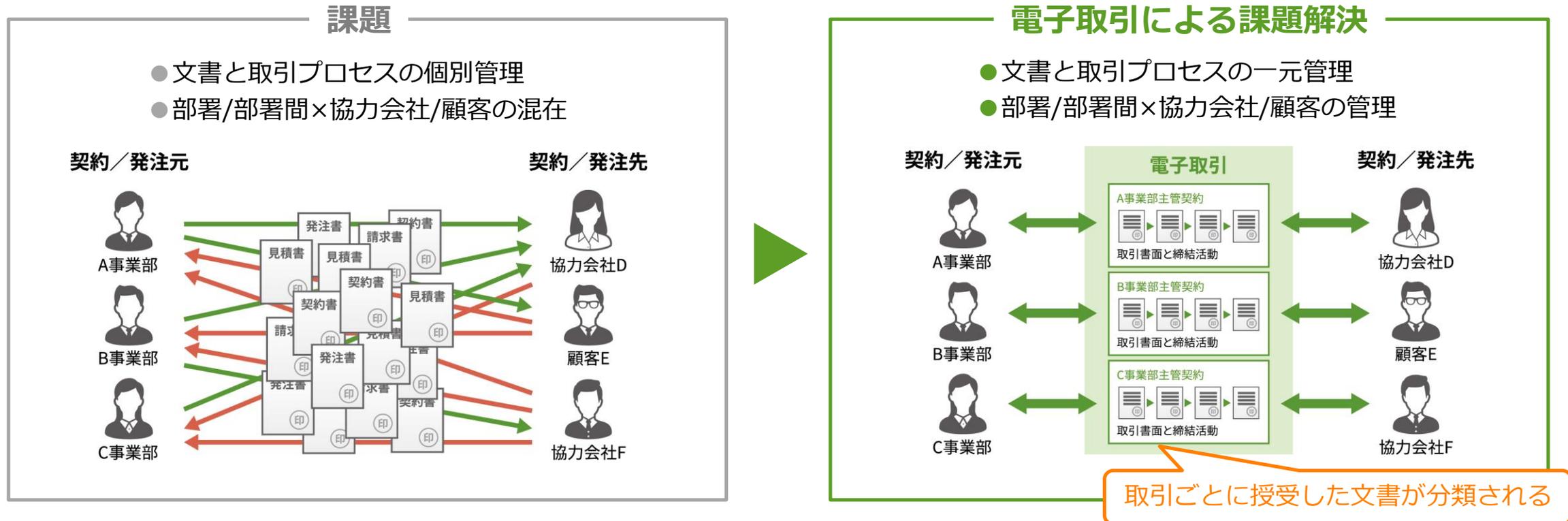
# CONTRACTHUBによる電子取引と取引関係書類の保存



# 電子取引の導入により解決できる課題

## ①全取引の一元管理

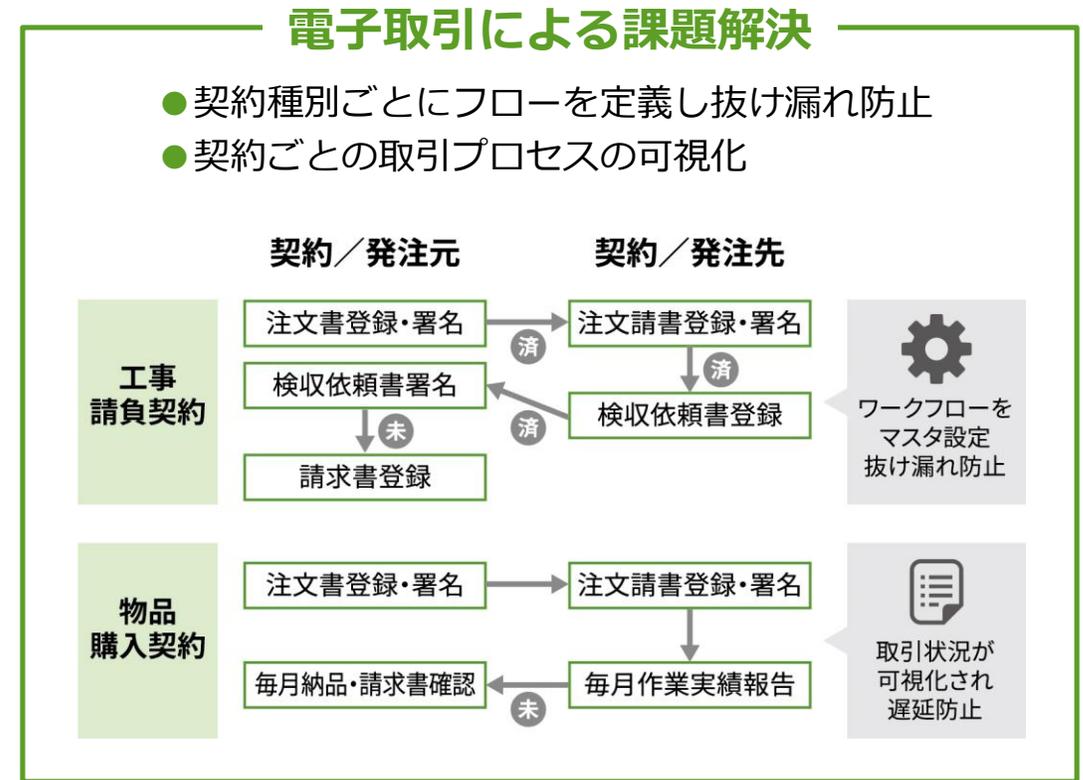
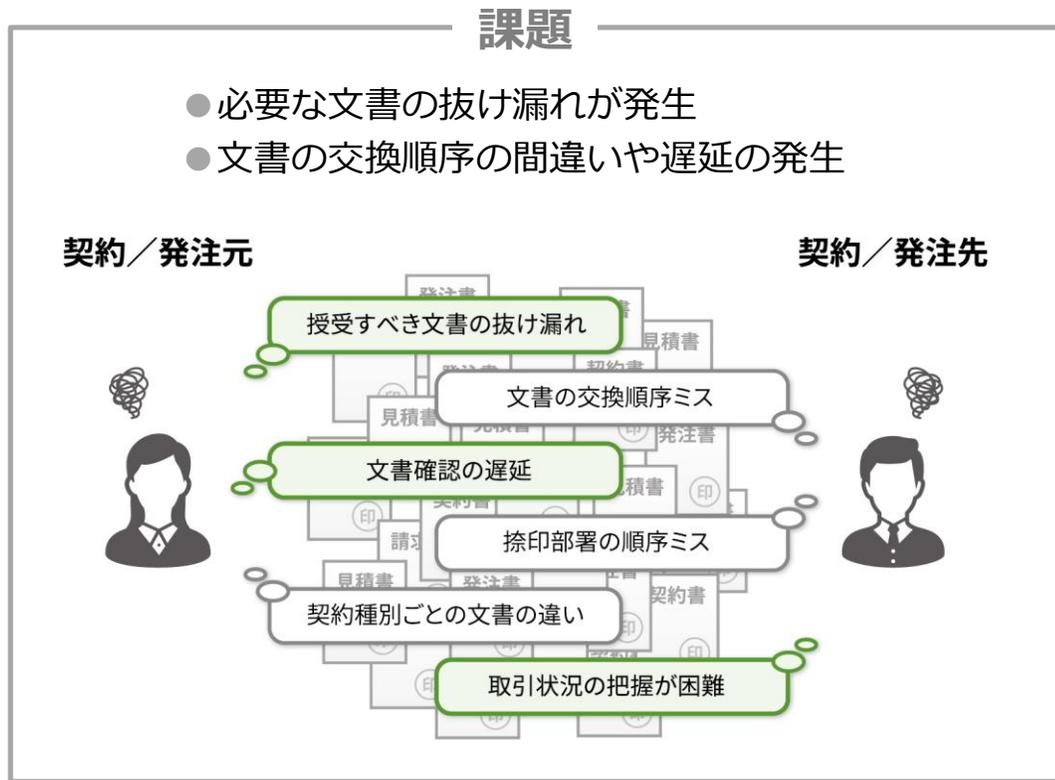
従来のメールなどでのやり取りでは、取引ごとに発生する文書と取引プロセスを各部署が個別に管理していたため、全社的に把握することは非常に困難でした。電子取引を導入することで、すべての取引を一元管理できるようになり、全社的に取引文書と取引プロセスを把握することが可能になります。



## ②コンプライアンス強化

取引文書を個別管理していると、授受すべき文書の抜け漏れや、交換順序の間違い、文書確認の遅延が発生しやすいという課題がありました。

電子取引では、契約種別ごとに必要な文書や交換順序を定義できます。文書の抜け漏れや遅延を防止し、コンプライアンス強化につながります。また、取引プロセスを全社的に把握できるため、BCP対策としても有用です。



# CONTRACTHUBを使用した インボイス制度対応

# インボイス制度とは

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

## 適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

## 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

2023年3月31日

2023年10月1日

2029年10月1日

区分記載請求書等保存方式

インボイス制度（適格請求書等保存方式）

登録事業者申請（2023年10月1日より適格請求書を発行するためには、2023年3月31日までに申請が必要）

免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

出典：国税庁HP インボイス制度の概要 [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_about.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)

（令和2年6月改訂） 消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます [A4縦型・両面2面リーフレット](#) (PDF/459KB) を加工して作成

# インボイス制度とは

## 仕入れ税額控除の要件

仕入れ税額控除とは、販売価格に含まれる消費税に関わる納税金額から仕入れ金額に含まれる消費税分を控除する制度です。

	区分記載請求書保存方式 令和5年9月まで	適格請求書保存方式（インボイス制度） 令和5年10月から
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書保存方式と同様
請求書など	区分記載請求書の保存	<p><b>適格請求書（インボイス）などの保存</b></p> <p>※適格請求書の記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号</li> <li>②取引年月日</li> <li>③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）</li> <li>④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率</li> <li>⑤消費税額等（端数処理は一請求書当たり税率ごとに1回ずつ）</li> <li>⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称事業者の氏名又は名称</li> </ul>

### 適格請求書の例

請求書 2022年6月30日

株式会社〇〇御中  
〒100-001  
東京都千代田区大手町xxxxx  
株式会社△△  
法人営業部 xxxxx

登録番号 XXXXXXXXXXXXX

XXXX商品ご購入 2022年6月分 151,980円（税込み）

日付	品名	金額
6/1	XX装置	52,000
6/8	食品 ※	18,500
6/15	寝具	25,000
:	:	:
合計	138,500円 消費税 13,480円	
10%対象	120,000円 消費税 12,000円	
8%対象	18,500円 消費税 1,480円	

※ 軽減税率対象

消費税率8%、10%毎に請求金額（税額）を記載し、登録番号を記載するなどの記載事項の要件がある。

登録番号とは、適格請求書発行事業者に登録されていることを証明するもので所轄する税務署長に対して申請して発行されます。

出典：国税庁HP インボイス制度の概要 [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_about.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)

（令和2年6月改訂） 消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます [A4縦型・両面2面リーフレット](#) (PDF/459KB) を加工して作成

# インボイス制度とは（適格請求書とそれ以外での納税額の違い）

請求書の発行者	請求書の形式	納税額の違い 本体仕入れ100円 販売140円 消費税10%の例		
		仕入金額	納税額	販売金額
仕入先が 適格請求書発行事業者	適格請求書	110円 (内消費税10円)	14円-10円=4円	154円 (内消費税14円)
仕入先が 適格請求書発行事業者 ではない	適格請求書ではない	110円 (内消費税10円)	14円	154円 (内消費税14円)

※上記の税額は、簡易課税制度が適用されない場合、加えて免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置が適用されない例になります。

- ① 適格請求書発行事業者以外から仕入を行う場合に、経過措置後は原則として仕入税額控除が適用されなくなります。
- ② 適格請求書は受領後、電磁的記録で保存する場合は、電子帳簿保存法の要件を満たす必要があります。
- ③ 適格請求書発行事業者となるには、税務署への登録事業者申請が必要で、登録番号の発行を受け、適格請求書に記載することが必要となります。

# インボイス制度とは（インボイス制度対応のために行うべきこと）

## 請求書受領側

- 仕入先が適格請求書発行事業者か確認する  
（仕入先が登録事業者でなければ税額控除が減額あるいは控除されなくなる）
- 受領した請求書が、P12に掲載した適格請求書記載内容の要件を満たしているか確認する
- 各種税法の要件および電磁的記録で保存する場合は、電子帳簿保存法要件に適合した保存を行う

## 請求書発行側

- 発行事業者申請を行う
- 発行する請求書が、P12に掲載した適格請求書記載内容の要件を満たしているか確認する
- 各種税法の要件および電磁的記録で保存する場合は、電子帳簿保存法要件に適合した保存を行う

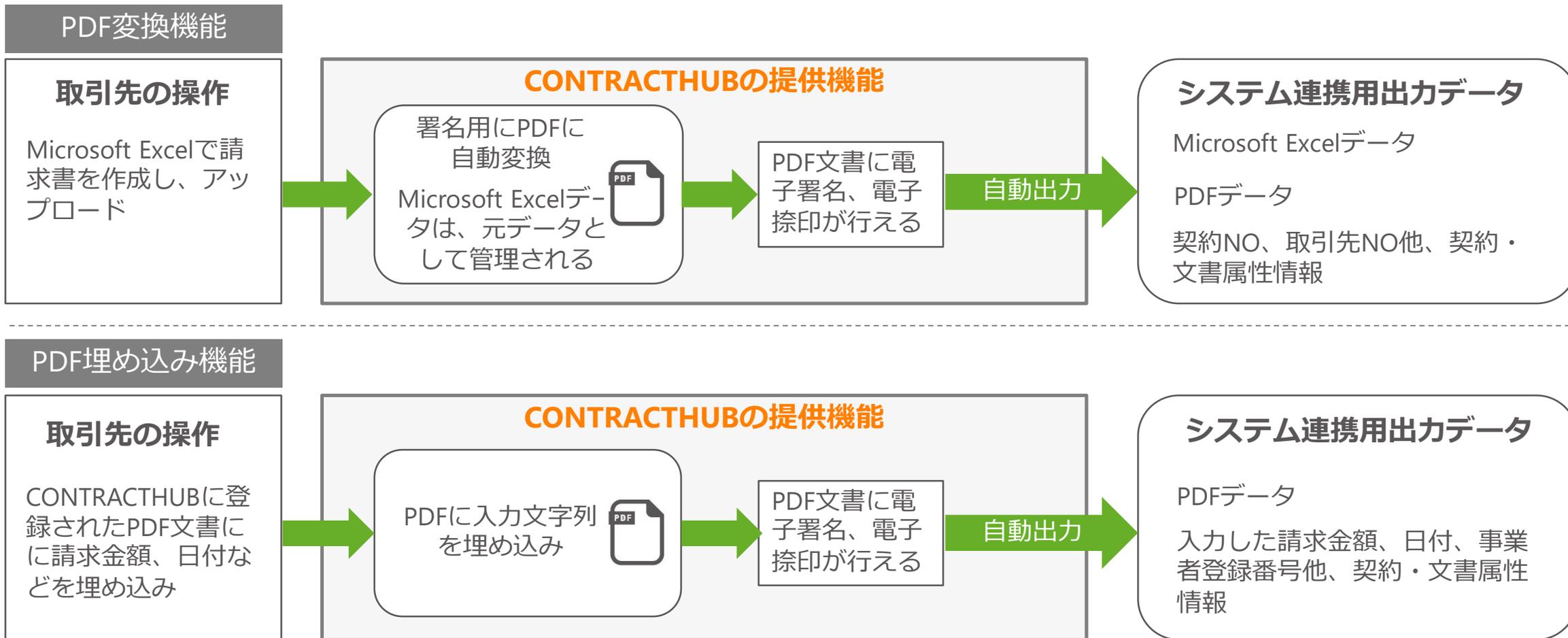
# CONTRACTHUB@absonneを活用したインボイス制度対応

CONTRACTHUB@absonneを利用し、取引先と適格請求書で作成されたPDF文書を送受信および保存することで**インボイス制度への対応および電子帳簿保存法の要件（令和三年改正第7条の要件）にあつた電子取引データの保存が可能（発行側、受領側ともに対応可能）**です。 詳細は、下表を参照ください。

	請求書の発行側処理	請求書受領側の処理	CONTRACTHUB@absonneの活用範囲	
ケース1	<ul style="list-style-type: none"> <li>①適格請求書形式で請求書をPDFで作成し送信する</li> <li>②発行した請求書を保管する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①適格請求書形式の請求書PDFを受領し、支払処理を行う。</li> <li>②受領した請求書を保管する</li> </ul>	<p>PDF形式の適格請求書の取引先との授受および長期保管により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子帳簿保存法要件に適合した保存</li> <li>・ 適格請求書（インボイス）の保存</li> </ul>	 <p>適格請求書形式のPDFで授受・保管</p>
ケース2	<ul style="list-style-type: none"> <li>①Microsoft Excelデータなどで適格請求書を作成し、CONTRACTHUB登録後PDFに自動変換し、送信する</li> <li>②発行した請求書を保管する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①適格請求書PDFおよびPDF変換前のMicrosoft Excelデータを使用し、支払処理を行う。</li> <li>②受領した請求書を保管する。</li> </ul>	<p>PDF形式の適格請求書の取引先との授受および長期保管により</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子帳簿保存法要件に適合した保存</li> <li>・ 適格請求書（インボイス）の保存</li> </ul> <p>システム連携用のデータ出力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受領したMicrosoft Excelデータなどをシステム連携用ファイルとして出力</li> </ul>	 <p>適格請求書形式のPDFおよびMicrosoft Excelなどのデータを一緒に授受・保管</p>

# 請求データ連携のための機能

CONTRACTHUBのデータ連携機能を使用し、請求金額、登録番号、日付、取引先名、契約NOなどの情報をデータとして基幹システム他に連携が可能です。



# 将来的なCONTRACTHUB@absonneでの電子インボイス対応

## 電子インボイスとは

電子インボイスとは、適格請求書等保存方式（インボイス制度）において仕入税額控除に必須となる適格請求書を電子化する仕組みのことを言います。

インボイス制度に対応した請求データを取引会社と送受信することで購買システムや会計システムとのデータ連携が容易になり、発注データと請求書の突合やデータ入力などが不要となり、大幅な効率化が実現できます。

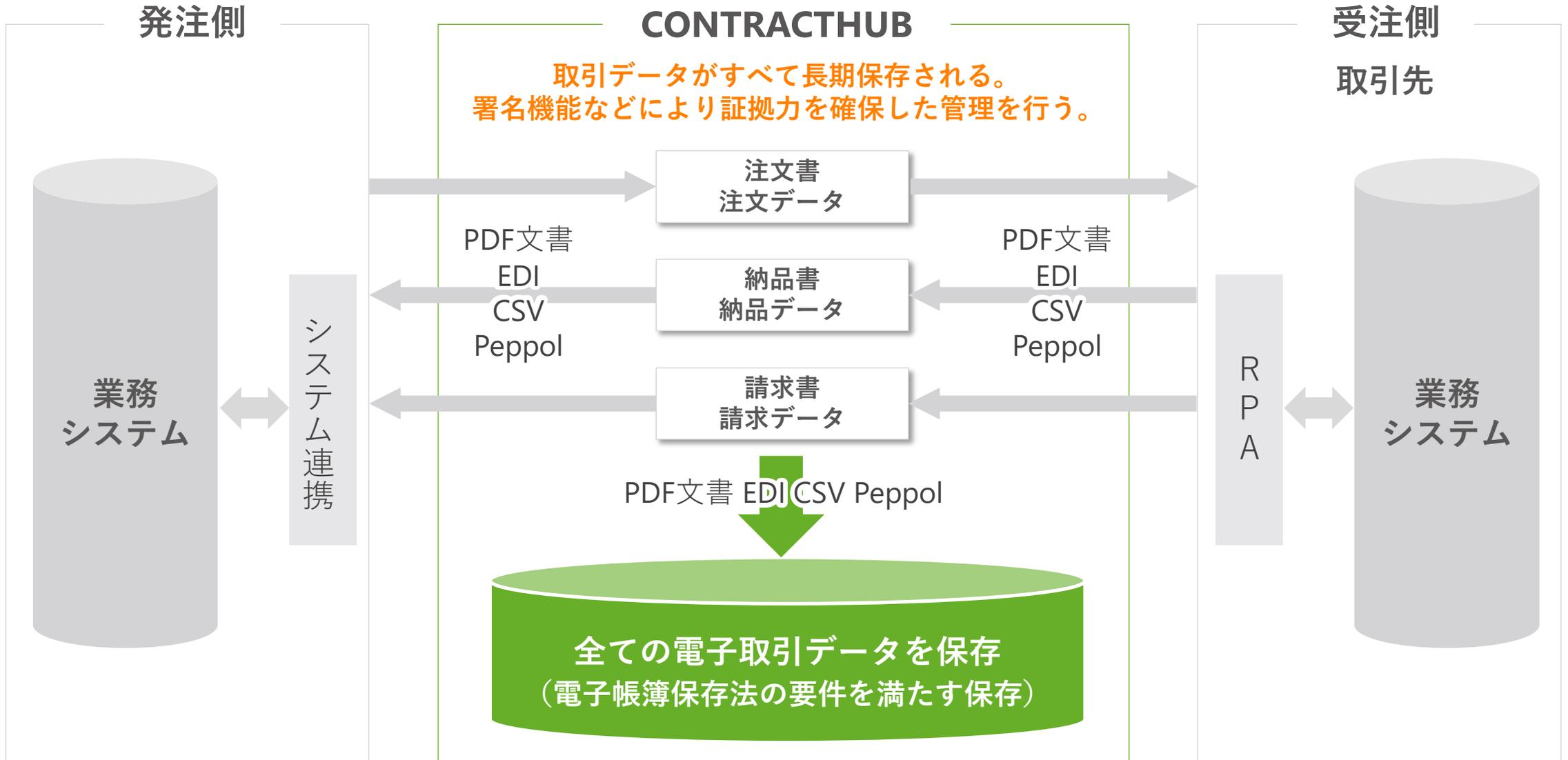
また、電子インボイスのデータフォーマットを統一すれば、様々な企業とのデータ送受信におけるデータの変換が不要となり、自動化が促進されるため、電子インボイス協議会やほかの団体で標準仕様の策定を進めています。

## CONTRACTHUB@absonneでの電子インボイス対応

電子インボイスとして、データ交換の標準仕様や交換サービスについてのデータ交換標準（Peppolなど）について電子インボイス推進協議会やその他の団体で策定・実証実験などを進めています。

CONTRACTHUBは、現段階では対応していませんが、**今後の標準化を注視し、ニーズに合ったサービス提供内容を検討してまいります。**

# 将来的なデータ交換の方向性



# 電子帳簿保存法、インボイス対応だけではない 取引文書の統合管理

# 取引文書をCONTRACTHUBで統合管理するメリット

## 多くの企業が抱える取引関連業務における課題

書面文書のコピー、ファイリング、郵送の手間がかかる

営業所や管理部門に、さらにファイルサーバや管理システムに多数のコピーが存在し、最新かつ原本が判断できない

取引先ごとに契約文書や請求書の保管場所が異なり、検索・参照に手間がかかる

社内部門および取引先ごとに契約文書や請求書の保管場所が異なり、過去の契約文書の検索・参照に手間がかかる。

契約手続きで授受すべき文書の進捗確認や請求書/納品書などの受領漏れ確認が十分に行えていない

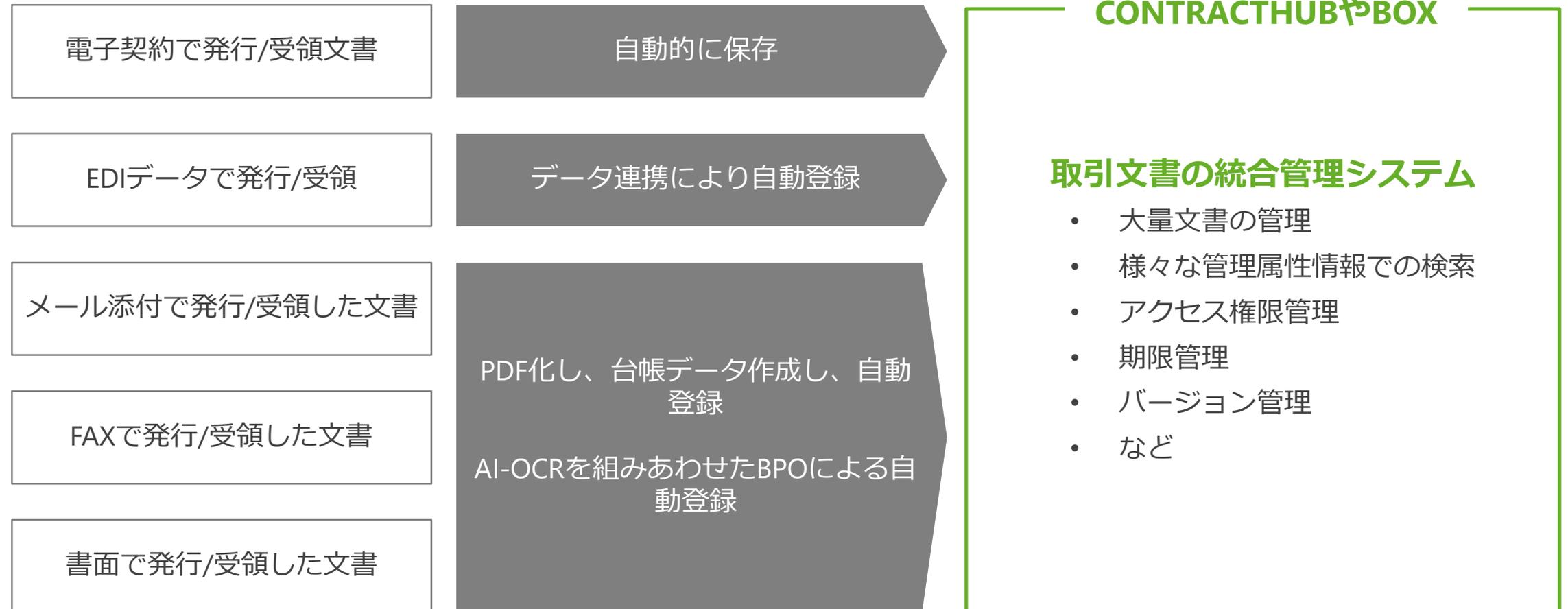
取引先と授受した文書や取引情報を使った業務の自動化を推進したい

## 課題解決のための対策として

CONTRACTHUBで全ての電子取引を行う。  
全取引文書、取引情報を統合管理する。



# 様々な形態の電子取引データをCONTRACTHUBで統合管理



# 書面文書のAI-OCR、BPOによる電子化とCONTRACTHUBへの登録

自社でスキャンおよび登録までを実施するケース



自社でスキャンまで行い、登録は委託するケース



スキャンおよび登録を委託するケース



CONTRACTHUBで  
取引文書統合管理



基幹システム  
にデータ連携

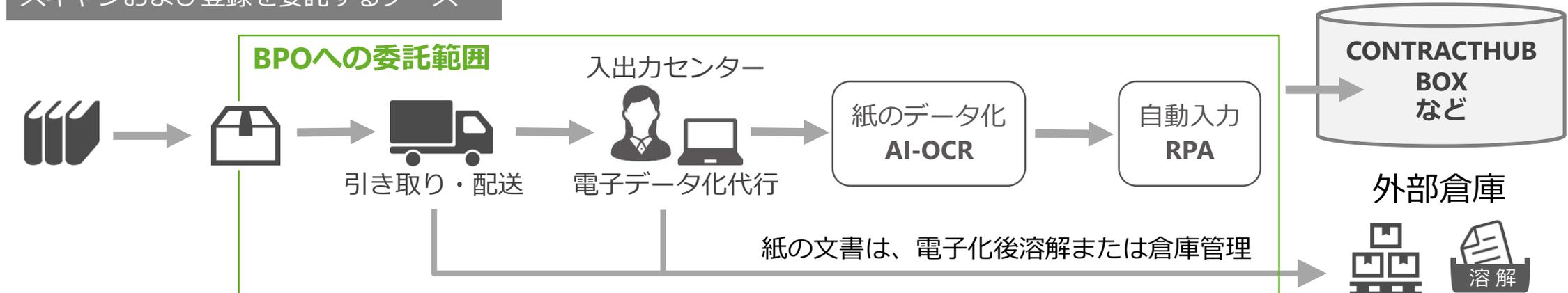


# オフィスに大量に保存されている文書の削減及び活用するための方策

オフィス内に大量に保存されている取引文書を下記のように仕分けし、電子データとして保存し、重要な企業の情報資産として活用しやすい情報へと変えていくことが重要です。

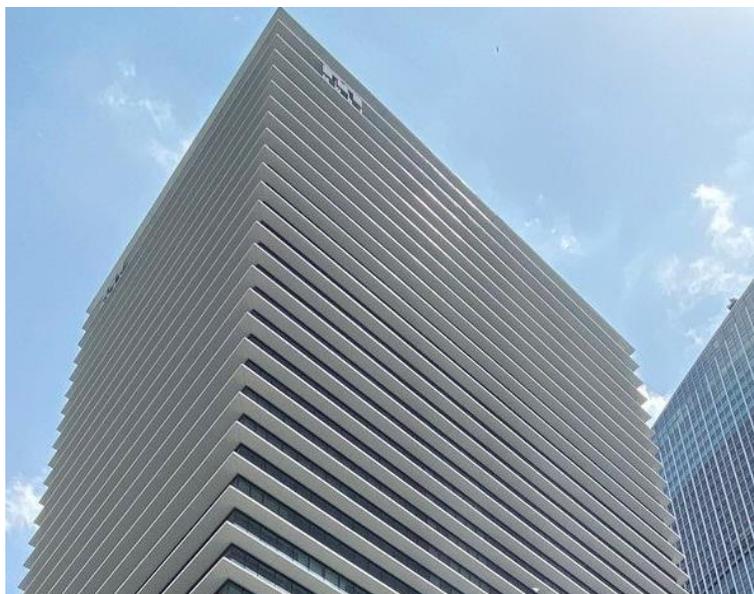


## スキャンおよび登録を委託するケース



# 会社概要

日鉄ソリューションズ株式会社 (東証プライム: 2327)



## 設立と経緯

1980年10月 設立  
2001年4月 新日鉄EI事業部と新日鉄情報通信システム (ENICOM) を事業統合  
2002年10月 東京証券取引所 市場第一部に株式上場  
2019年4月 日鉄ソリューションズ株式会社に社名変更  
2022年4月 東京証券取引所 プライム市場に移行

## 規模

■ 資本金 129億5千2百万円  
■ 売上高 連結 2,703億円  
■ 従業員数 連結 7,143名 (2022年3月期)

## 事業内容

経営及びシステムに関するコンサルティング  
情報システムに関する企画・設計・開発・構築・運用・保守及び管理  
情報システムに関するソフトウェア及びハードウェアの開発・製造並びに販売及び賃貸  
ITを用いたアウトソーシングサービスその他各種サービス

## 日鉄ソリューションズ株式会社

デジタルテクノロジー&ソリューション事業部

E-mail : [dts-contracthub@jp.nssol.nipponsteel.com](mailto:dts-contracthub@jp.nssol.nipponsteel.com)

〒105-6418 東京都港区虎ノ門1丁目17-1 虎ノ門ヒルズビジネスタワー

お気軽にお問い合わせください

[こちらをクリック](#)

NS Solutions、NSSOL、NSロゴ、CONTRACTHUB、CONTRACTHUB@absonne (ロゴ)、FINCHUB/フィンチューブ、FINCHUB@absonne (ロゴ)、KENCHUB/ケンチューブ、KENCHUB@absonne (ロゴ)、absonneは、日鉄ソリューションズ株式会社の登録商標です。その他本文記載の会社名及び製品名は、それぞれ各社の商標又は登録商標です。